

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第6号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所設置許可手数料	指定数量の倍数が10以下のときは1件につき39,000円、10を超え50以下のときは1件につき52,000円、50を超え100以下のときは1件につき66,000円、100を超え200以下のときは1件につき77,000円、200を超えるときは1件につき <u>92,000円</u>	消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所設置許可手数料	指定数量の倍数が10以下のときは1件につき39,000円、10を超え50以下のときは1件につき52,000円、50を超え100以下のときは1件につき66,000円、100を超え200以下のときは1件につき77,000円、200を超えるときは1件につき <u>91,000円</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1	消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1

<p>(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第20条の4第2項第3号に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>件につき<u>830,000円</u>、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,010,000円</u>、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,120,000円</u>、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,420,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,660,000円</u>、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,880,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>5,100,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>6,290,000円</u></p>	<p>(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第20条の4第2項第3号に定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める基準に適合するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p>	<p>件につき<u>820,000円</u>、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき<u>990,000円</u>、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,100,000円</u>、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,400,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,640,000円</u>、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,850,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>5,090,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>6,290,000円</u></p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1</p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1</p>

<p>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>件につき <u>1,130,000</u>円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,340,000</u>円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,500,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき1,830,000円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,140,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>4,350,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,570,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき6,770,000円</p>	<p>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>件につき <u>1,120,000</u>円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,330,000</u>円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,480,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき1,830,000円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,120,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>4,330,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,570,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき6,770,000円</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく一般取扱所設置許</p>	<p>指定数量の倍数が10以下のときは1件につき39,000円、10</p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく一般取扱所設置許</p>	<p>指定数量の倍数が10以下のときは1件につき39,000円、10</p>

可手数料	を 超 え 5 0 以 下 の と き は 1 件 に つ き 5 2, 0 0 0 円、 5 0 を 超 え 1 0 0 以 下 の と き は 1 件 に つ き 6 6, 0 0 0 円、 1 0 0 を 超 え 2 0 0 以 下 の と き は 1 件 に つ き 7 7, 0 0 0 円、 2 0 0 を 超 え る と き は 1 件 に つ き <u>9 2, 0 0 0 円</u>	可手数料	を 超 え 5 0 以 下 の と き は 1 件 に つ き 5 2, 0 0 0 円、 5 0 を 超 え 1 0 0 以 下 の と き は 1 件 に つ き 6 6, 0 0 0 円、 1 0 0 を 超 え 2 0 0 以 下 の と き は 1 件 に つ き 7 7, 0 0 0 円、 2 0 0 を 超 え る と き は 1 件 に つ き <u>9 1, 0 0 0 円</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第 1 1 条第 1 項前段の規定に基づ く特定屋外タンク貯 蔵所の設置許可に伴 う完成検査前検査手 数料（溶接部検査）	危険物の貯蔵最大数量 が 1, 0 0 0 キロリット ル以上 5, 0 0 0 キロリ ットル未満のときは 1 件につき 4 9 0, 0 0 0 円、 5, 0 0 0 キロリッ トル以上 1 0, 0 0 0 キ ロリットル未満のとき は 1 件につき 6 3 0, 0 0 0 円、 1 0, 0 0 0 キ ロリットル以上 5 0, 0 0 0 キロリットル未満 のときは 1 件につき <u>9 9 0, 0 0 0 円</u> 、 5 0, 0 0 0 キロリットル以 上 1 0 0, 0 0 0 キロリ ットル未満のときは 1 件につき 1, 3 1 0, 0 0 0 円、 1 0 0, 0 0 0 キロリットル以上 2 0 0, 0 0 0 キロリットル 未満のときは 1 件に つ き <u>1, 7 2 0, 0 0 0 円</u> 、 2 0 0, 0 0 0 キロリ ットル以上 3 0 0, 0 0	消防法第 1 1 条第 1 項前段の規定に基づ く特定屋外タンク貯 蔵所の設置許可に伴 う完成検査前検査手 数料（溶接部検査）	危険物の貯蔵最大数量 が 1, 0 0 0 キロリット ル以上 5, 0 0 0 キロリ ットル未満のときは 1 件につき 4 9 0, 0 0 0 円、 5, 0 0 0 キロリッ トル以上 1 0, 0 0 0 キ ロリットル未満のとき は 1 件につき 6 3 0, 0 0 0 円、 1 0, 0 0 0 キ ロリットル以上 5 0, 0 0 0 キロリットル未満 のときは 1 件につき <u>9 5 0, 0 0 0 円</u> 、 5 0, 0 0 0 キロリットル以 上 1 0 0, 0 0 0 キロリ ットル未満のときは 1 件につき 1, 3 1 0, 0 0 0 円、 1 0 0, 0 0 0 キロリットル以上 2 0 0, 0 0 0 キロリットル 未満のときは 1 件に つ き <u>1, 6 5 0, 0 0 0 円</u> 、 2 0 0, 0 0 0 キロリ ットル以上 3 0 0, 0 0

	<p>0キロリットル未満のときは1件につき<u>3,320,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>4,060,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>4,650,000円</u></p>		<p>0キロリットル未満のときは1件につき<u>3,180,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,890,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>4,450,000円</u></p>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安検査手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき<u>310,000円</u>、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき<u>430,000円</u>、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき<u>720,000円</u>、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>960,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,210,000円</u>、200,000キロリットル</p>	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安検査手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき<u>310,000円</u>、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき<u>410,000円</u>、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき<u>720,000円</u>、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>920,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,160,000円</u>、200,000キロリットル</p>

	以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,950,000</u> 円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>3,620,000</u> 円、400,000キロリットル以上のときは1件につき <u>4,170,000</u> 円		以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,830,000</u> 円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>3,470,000</u> 円、400,000キロリットル以上のときは1件につき <u>4,000,000</u> 円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）第47条第2項の規定に基づく検査手数料	1件につき6,000円	瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）第47条第2項の規定に基づく検査手数料	1件につき6,000円
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく煙火消費許可手数料	<u>1件につき7,900円</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく煙火消費許可手数料を除く。）については、なお従前の例による。